

第4 収容人員の算定

収容人員の算定は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）（以下「規則」という。）第1条の3の規定（第4-1表参照）によるほか、次によること。

1 共通の取扱い

(1) 収容人員算定の基本

ア 収容人員の算定は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）であるが、消防法施行令（昭和36年政令第37号）（以下「政令」という。）第24条の適用については棟単位又は階単位、政令第25条の適用については階単位とする。

イ 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3の算定方法により算定する。

ウ 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の90%以上で、かつ、主たる用途以外の独立した用途の床面積の合計が300m²未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物（みなし従属の防火対象物）についても、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3算定方法により算定する。

(2) 従業者の取り扱いは、次によること。

ア 従業員の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期的かつ臨時的に雇用されている者にあっては、従業員として取り扱わないこと。

イ 交代制勤務制度の場合は、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業員が重複して在所する交替時の数としないこと。ただし、引き継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあっては、その数を合算すること。

ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業員の数に算入すること。

エ 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。

オ 階単位に収容人員を算定する場合は、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3m²で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りでない。

(3) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取り扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際の小数点以下の数は切り捨てるものであること。（2(4)イを除く。）

イ 廊下、階段及びトイレは、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

(4) 「固定式のいす席」とは、構造的に固定されているものであること。

2 政令別表第1の各項ごとの取り扱い

(1) (1)項の防火対象物

- ア ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分は、「その他の部分」として 0.5m^2 で除して算入すること。
- イ 「長いす式のいす席」を使用する部分は、長いす正面幅を合算することなく、個々の長いすごとに算定すること。
- ウ 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず観客が立って観覧する部分をいうものとし、通路の延長部分、非常口その他の扉が回転する部分は含まないこと。
- エ 立見席を設ける部分の床面積を 0.2m^2 で除する場合の「客席の部分ごとに」については、立見席を設ける部分が2以上ある場合は、それぞれの部分ごとに除算をし、その商を合算すること。ただし、この合算数値において小数点以下の数は切り捨てるものであること。

(2) (2)項及び(3)項の防火対象物

- ア 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。
- (ア) ボーリング場は、レーンに付属する固定いす席の数とする。
- (イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。
- (ウ) マージャンは、1台につき4人とする。
- (エ) ルーレット等ゲーム人員に制限がないものについては、台等の寄り付き 0.5m につき1人として算定する。なお、遊技人員が明確に限定されるものについては、その数によること。
- イ ボーリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員を算定すること。
- ウ キャバレー等のホステスは、従業者として取り扱うこと。
- エ 芸者及びコンパニオン等で、派遣の形態がとられているものについては、従業者として取り扱わないこと。
- オ ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分は、「その他の部分」として 3m^2 で除して算定すること。

(3) (4)項の防火対象物

- ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分（トイレ等を除く。）をいい、売場内のショーケース等を置いている部分及び通路部分を含むものとするが、事務室、従業員のロッカ室、商品置き場、一般住宅の用途に供する部分、駐車の用に供する部分等については、算入しないこと。

イ 外商関係者は、長期的にみて、その勤務時間の過半を当該防火対象物における勤務にあてる場合は、従業者として取り扱うこと。

(4) (5)項の防火対象物

- ア ベッドについては、次によること。
- (ア) シングルベッド又はセミダブルベッドについては、ベットの数を1として算定すること。
- (イ) ダブルベッド又は2段ベッドについては、ベッドの数を2として算定すること。

- イ 和式の宿泊室を単位面積当たりで、除した際の小数点以下の数は切り上げるものであること。
- ウ 和室の宿泊室の収容人員の算定に当たっては、通常宿泊者1人当たりの床面積が、おおむね3m²程度の使用実態になるような場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。
- エ 一の宿泊室に和室と洋室の部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることがない明らかなものは、この限りではない。
- オ 和室の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、トイレ等は含まれないものとし、畳の部分に限定されること。
- カ 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行うものとし、簡易宿泊所等で各室が3m²未満である場合には、各室1人として算定すること。
- キ 旅館又はホテル等に「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」が設けられているものであつて、かつ、これらの部分が当該旅館又はホテル等の宿泊者以外の者も利用する実態にある場合には、これらの部分について規則第1条の3の表の政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の区分の下欄の三により算定し、全体の収容人員に合算すること。
- ク 共同住宅において、消防同意時は次により取り扱うものとし、竣工後は実態に即した見直しを行うこと。

住居の型	算定人数
ワンルーム	1人
1K、1DK、1LDK、2DK	2人
2DK以上、3DK	3人
3LDK、4DK	4人
以降1室増すごとに1人増加する。	

(5) (6)項の防火対象物

- ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室及び手術室は含まれないものであること。
- イ 「病床」とは、収容患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和式の場合は通常の使用状態による収容患者数によるものとする。
- ウ 廊下を待合にしている場合は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第119条に規定する廊下の幅員以外の部分を3m²で除して算入すること。
- エ 患者又は見舞い客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定すること。
- オ 産科及び婦人科の場合にあっては、乳幼児が使用する保育器及びベッドの数も病床に含んで算定すること。
- カ 予約診療制度を実施している診療所等についても、本項と同様に取り扱うこと。

(6) (7)項の防火対象物

階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

- ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。
- イ 特別教室等については、その室の最大収容人数とすること。
- ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合は、それぞれの数を合算すること。
- エ 講堂等については、その室の最大収容人数とすること。ただし、講堂等と一般教室、特別教室等が同一階に存する場合は、講堂等の最大収容人員又は講堂等以外の収容人員のいずれか大きい方を当該階の収容人員とすること。

(7) (9)項の防火対象物

- ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場及びボイラーマンの居室は含まれないものとすること。
- イ 蒸気浴場、熱気浴場の特殊浴場に従属するトレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として算定すること。

(8) (10)項の防火対象物

車両の停車場の従業者には、停車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者として、食堂、売店等の従業者を含めるものとすること。

(9) (11)項の防火対象物

- ア 礼拝の用に供する部分に固定いすがある場合も、床面積に算定すること。
- イ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

(10) (15)項の防火対象物

- ア スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、プール、プールサイド、テニスコート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを人員算定のための床面積に算入すること。ただし、通行専用部分、トイレ、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は算入しないこと。
- イ 屋外プール及び屋外テニスクラブの更衣室等の収容人員は、当該部分を 3 m^2 で除して算入すること。
- ウ 一般住宅の用途に供する部分及び駐車の用に供する部分については、従業者以外の者の使用に供する部分として算入しないものとすること。